

8.1.10 日照阻害

(1) 高架橋等の設置に起因する日陰により生ずる水稻減収の損害に係るてん補基準について

○高架橋等の設置に起因する日陰により生ずる水稻

減収の損害に係るてん補基準について

〔昭和 61 年 3 月 25 日管道第 41 号 担当理事通達〕

改正 平成 11 年 3 月 24 日用管調第 61 号 (イ)

標記について、別紙のとおり取扱いを定め、昭和 61 年 4 月 1 日から実施することとしたので、通知する。

以上

別紙

高架橋等の設置に起因する日陰により生ずる水稻減収の損害に係るてん補基準

(趣旨)

第 1 日本道路公団が設置する高架橋等（以下「高架橋」という。）に起因する日陰により、稲作を行っている者等に社会生活上受忍すべき範囲を超える水稻減収の損害が生ずると認められる場合においては、当該損害をてん補するため必要な措置（以下「てん補措置」という。）を行うことができるものとする。

(てん補措置の対象地)

第 2 てん補措置の対象となる土地（以下「対象地」という。）は次の各号の全てに該当する土地とするものとする。

- 一 日陰を生じさせる高架橋の工事の完了の日以前から稲作が行われている農地であること。
- 二 当該高架橋の設置に係る工事の完了の日以後の日陰時間（秋分の日において、真太陽時による午前 6 時から午後 6 時までの間に日陰となる時間をいう。以下同じ。）が 3 時間を超えることとなる農地であること。
- 三 高さ倍数（当該高架橋からの距離を当該高架橋の高さで除した値をいう。以下同じ。）が 1.4 以内となる距離の範囲内に存する農地であること。

(てん補措置の対象者)

第 3 てん補措置の対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として前条に規定する対象地の所有者とし、当該対象地に耕作権者等の関係人が存する場合には、対象地の所有者にてん補措置に関し当該関係人の同意を得させるものとする。

(てん補措置の請求期限)

第 4 てん補措置は、前条に規定する対象者から高架橋の設置に係る工事の完了の日から 1 年を経過した日までに請求があつた場合に限り、行うことができるものとする。

第 5 てん補措置は、対象地の水稻の収量減分を金銭をもつててん補することにより行うものとし、渡し切りとするものとする。

第 6 前条に規定するてん補の金額は、対象地について、別表に定める区分により区分して、各々次式により算出した額の合計額とするものとする。

$$\text{金額} = V \times P \times S \times D \times \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n}$$

- V……対象農地の 1 平方メートル当たりの収量
- P……1 キログラム当たりの米価
- S……対象地について別表に定める区分により区分した面積
- D……日陰により生ずる減収率とし、別表のとおりとする。
- r……年利率とし、日本道路公団の行う用地取得に伴う損失補償の基準を定める規程の処理要領（昭和 45 年 6 月 17 日調用二第 18 号）第 47 に定める率とする。（イ）
- n……てん補措置の対象年数とし、20 年とする。ただし、市街化区域は、10 年とする。

（経過措置）

第 7 高架橋の設置に起因する日陰による水稻減収の損害をてん補するための措置について、現に協議中のものについては、第 4 の規定にかかわらず、第 2、第 3、第 5 及び第 6 の定めるところによりてん補措置を行うことができるものとする。

別表

（単位：パーセント）

時間帯 倍数帯		日陰時間			
		3～6	6～9	9～12	12
高さ 倍数	0～0.7	30	35	40	45
	0.7～1.4	15			

注 1 本表の減収率は、北日本（概ね北緯 38 度以北をいう。）及び高冷地（概ね標高 750 メートル以上をいう。）を除く地域について、適用する。

注 2 上記以外の地域における減収率については、別途各局において定めるものとする。